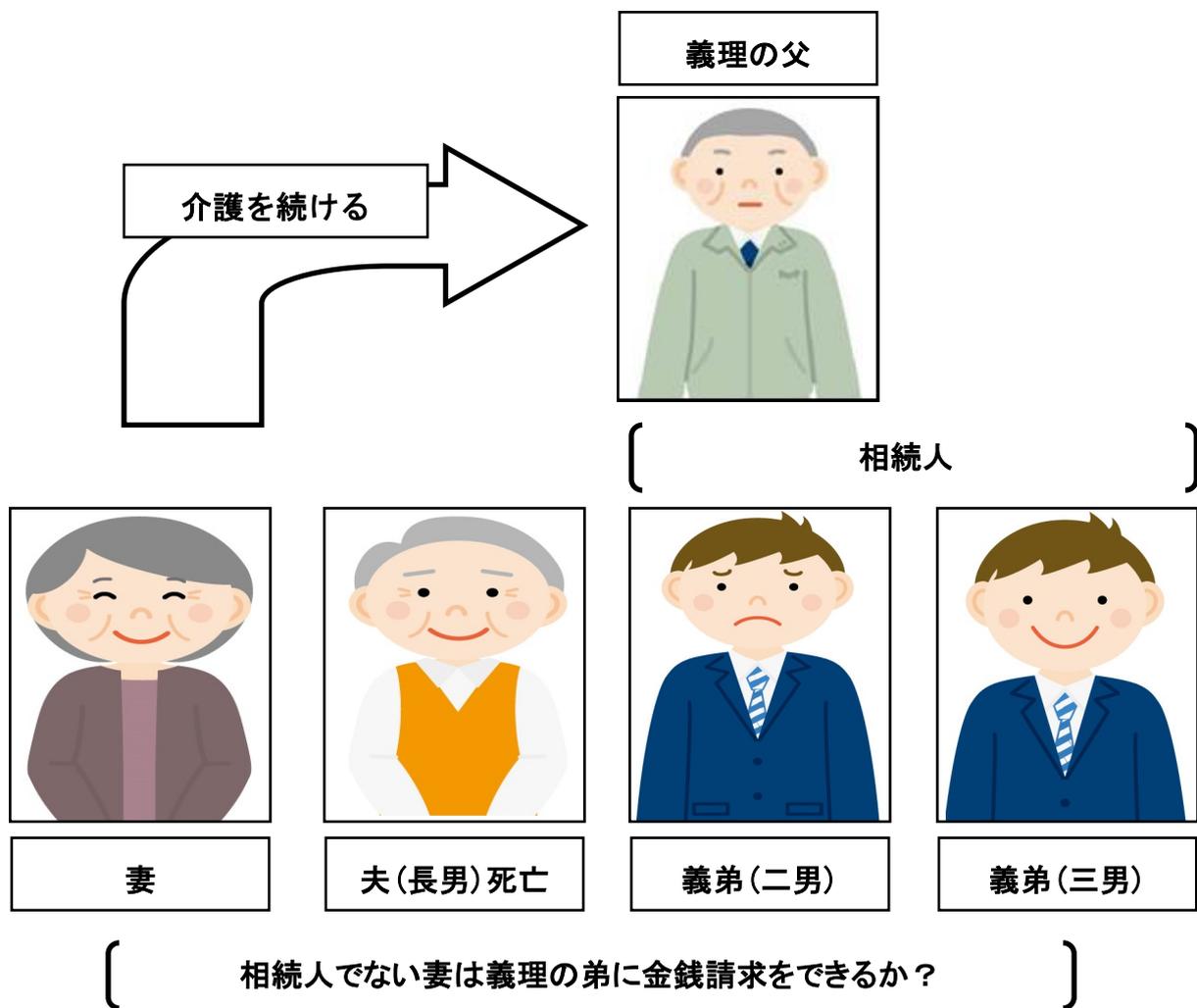




義理の父が寝たきりになって以来、しかも夫が亡くなった以後も介護をしてきた夫の妻は義理の父の相続人ではありませんから相続できません。今後の生活を考えると義理の父の死後に金銭請求ができないかとののでしょうか？



今回相続改正では、あなたのような相続権がない親族が介護や看病をしてきた場合に、他の相続人に対する金銭請求権が認められるようになりました。

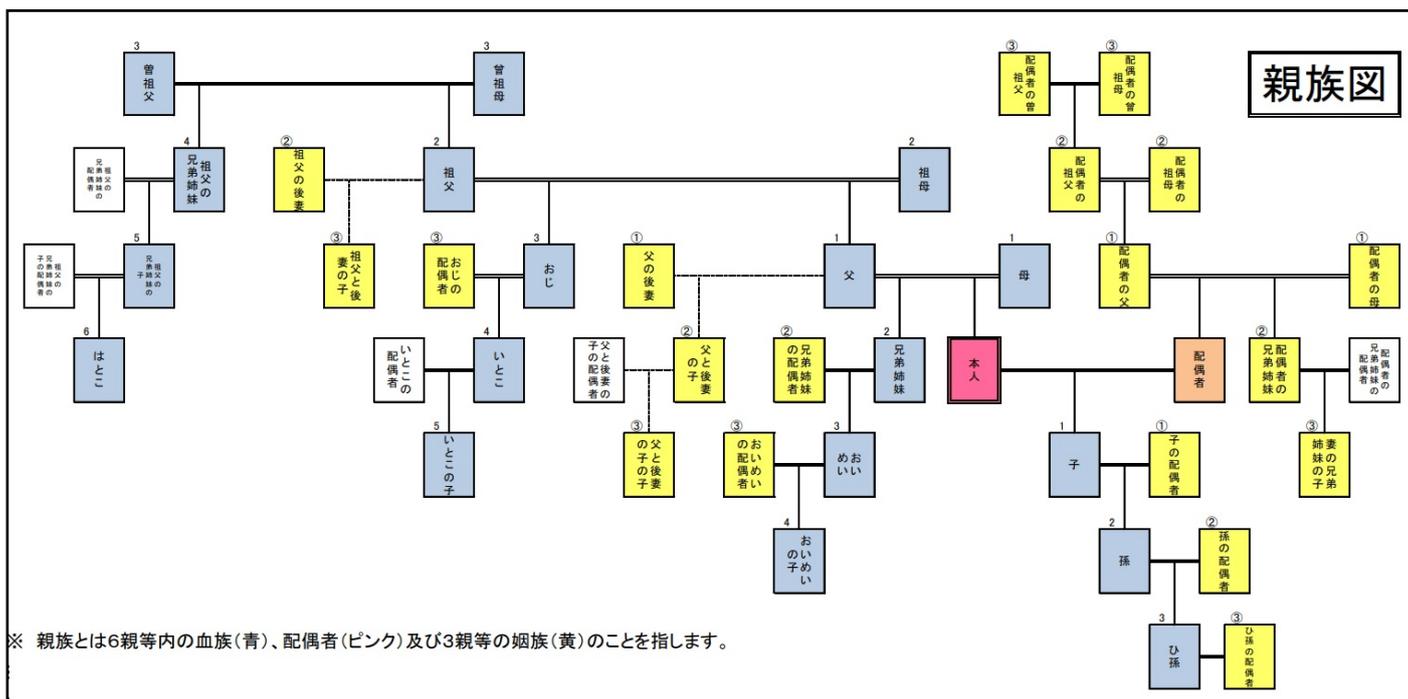


認められる親族とは?



被相続人の6親等以内の血族

被相続人の3親等以内の血族の配偶者などです。



上は「親族」の範囲を表した図です。

図で示される範囲の親族で相続人でない人であれば金銭請求権が認められます。

でも、親族ではない家政婦やヘルパーなどには金銭請求権が認められません。



父が亡くなりました。これから相続人で遺産分割協議をするのですが、父が入院していた介護病院への支払い、葬儀費用、債務があったらそれらを支払いたいのですが、今回の改正でこのような資金を預金から払い戻しできると聞きましたが具体的な内容を教えてください。



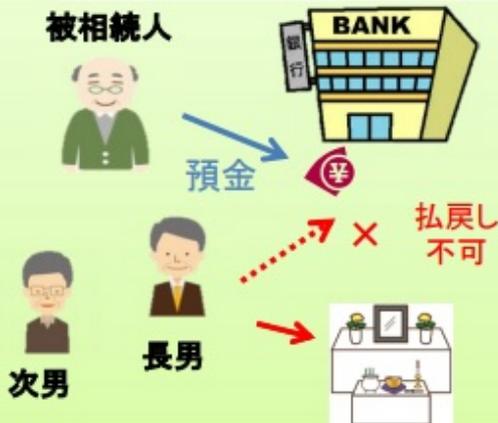
改正前には、以下の図のように生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済など、お金が必要になった場合でも、相続人は遺産分割が終了するまでは被相続人の預貯金の払戻しができないという問題がありました。

そこで、このような相続人の資金需要に対応することができるよう、遺産分割前にも預貯金債権のうち一定額については、家庭裁判所の判断を経ずに金融機関で払戻しができるようにしました。

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、

- ① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、
- ② 共同相続人による単独での払戻しができない、こととされた。



生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、**被相続人の預金の払戻しができない。**



預金から払い戻しできる金額はいくらなのですか？



各相続人は遺産に属する預貯金のうち口座ごとに以下の計算式で求められる額(ただし、同一の金融機関に対する払い戻しは150万円)を限度とします。)この金額ならば各相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができます。払い戻し金額の計算式は

単独で払戻しをすることができる額

$$= (\text{相続開始時の預貯金債権の額}) \times (3 \text{分の} 1) \times (\text{当該払戻しを求める各相続人の法定相続分})$$

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、2つの制度を設けることとする。

- (1) 預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。
- (2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。

被相続人



預金



OK
払戻し可



長男



(1) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが得られる制度の創設

遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しを認めるようにする。
 $(\text{相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)}) \times 1/3 \times (\text{当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分}) = \text{単独で払戻しをすることができる額}$
 (例) 預金600万円 → 長男 100万円払戻し可

(2) 保全処分の要件緩和

仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする(家事事件手続法の改正)